

平成26年3月19日

有限会社 C o o & R I K U

代表取締役 大久保 延子 殿

上記代理人弁護士

同

同

公益社団法人 全国消費生活相談員協

理事長 吉川 萬里



## ご 連 絡

貴社より平成26年1月6日付け「回答書」にてご回答をいただき、ありがとうございました。

有限会社C o o & R I K U (以下「事業者」といいます。)のペット売買契約書について、貴社らの平成26年1月6日付「回答書」(以下「回答書」という。)について、次のとおり、本協会の意見をお送りいたします。

つきましては、平成26年4月21日までに、本ご連絡に対するご回答を書面にて本協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、貴社からのご回答の有無及びご回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

### 1 貴社の売買契約書の各条項とペットの治療費の請求を認めない規定(第6条)について

- (1) 貴社の売買契約書では、買主が瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求として、ペットの治療費を請求することは認められないこととされており(第6条)、他方、買主に先天性疾患保障(第5条)及び死亡保障制度(第8条)の規定を設けておられます。

本協会と致しましては、貴社からのご回答を踏まえましても、第6条の規定は買主の損害賠償請求の重要な部分を制限するものであり、また、第5条及び第8条の規

定は、買主に実質的に意義ある保障を付与するものとも考えられないことから、消費者契約法10条に抵触すると考えるものであり、貴社に対して、第6条の定めについて再考されるよう重ねて申し入れます。

(2) 買主にとって治療費の負担が大きいこと

ア 貴社も熟知されていることと存じますが、ペットに疾病等が生じたときには獣医師による治療が必要となりますところ、人と異なり動物に対する治療行為には社会保険が適用されないため、治療費の額は相当高額のものとなります。生体価格を超える治療費が必要となることも、少なくありません。

売買契約時においてペットに疾病等があった場合においてかかる高額の治療費を買主に負担させるときには、もともとペットに問題があったにもかかわらず買主に重い負担を課すことになるものであり、買主に対して相応の保障制度等の整備がなければ、「消費者の利益を一方的に害する」（消費者契約法10条）との評価は免れないものと考えられます。

イ 一旦、犬猫の飼主として当該犬猫を飼養し始めた以上は、買主が犬猫に多くの愛情を注ぎ、家族の一員として迎えるケースも少なくありません。犬猫が生き物しかも比較的私たち「人」に近い哺乳類であることや、犬猫に対して一般に持たれている感情に鑑みると、一般の「物」の売買のように、簡単に契約を解除して代金相当額の返還を求めればよいと考える買主は、現実には、どのくらい想定できるのか、疑問があります。疾患のある犬猫を病院に連れて行き、多額の治療費を支払ってでもその犬猫を助けたいと考える買主は、その犬猫に愛情を持ち、飼いつけることを望むと考えられます。

さらに、疾患があり、返還される犬猫は、他に引き取り手もなく、餌代等がかかるため、貴社に返還すると十分な手当てや飼養を受けられないのではないかの心配から、買主は心情的に貴社に犬猫を返還することに躊躇することも考えられます。

このような実情に鑑みると、「瑕疵担保責任に基づき契約を解除することが可能であり、解除すれば代金相当額の返還が認められる以上は、買主にとって特段不利益であるとは考えられません」との貴社のご主張は、犬猫が生きている動物であることや、生きている動物の飼養を始めた買主の実情を必ずしも十分踏まえないものとの指摘をせざるを得ません。必ずしも瑕疵が目的を達することができないといえない場合には、買主は瑕疵担保責任に基づく契約の解除もできず、かつ第5条や第8条の保障を受けることもできないと解されますところ、このような買主は何らの保障も得られず、その不利益は重大です。

現実には、時間をかけて犬猫のために病院へ連れていき、治療費を支払う買主にとっては、契約の解除による代金相当額の返還ではなく、契約の解除をしないで治療費相当額の賠償が認められることこそが切実な要望であると考えられます。

ウ なお、貴社は「(一切の治療費の損害賠償が認められないのではなく) 犬猫の治療費以外の損害(犬猫と人間との共通の感染症による人間に発生した病気の治療費などが想定される)については、損害賠償請求ができる」と指摘されていますが、最も問題になる犬猫の治療費は認めず、稀にしか起こらない犬猫から人間に感染した場合の人間の治療費は認めることにより、犬猫の治療費に関する損害を賠償しないことの重大性を否定しうるものではありません。

- (3) 現在は、貴社もご承知のとおり、動物愛護法が改正され、「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱わなければならない」(第2条第1項)旨の基本原則が確認されるとともに、「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない」(第7条第4項)、「犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となった犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。」(第22条の4)等の規定が置かれました。

このような改正動物愛護法の趣旨に鑑みれば、売買契約時に疾病等が存した犬猫について、終生飼養等の趣旨に沿った環境の整備が求められるというべきです。売買契約の契約条項においても、買主が疾患のある犬猫の飼養継続を希望するのであれば、その意思を尊重する契約内容とすることが望ましいと考えられます。契約が解除された場合には、貴社が返還された犬猫について終生飼養の義務を負うこととなりますが、このような点もあわせ鑑み、改正動物愛護法の趣旨に沿った契約条項をご検討願いたいと考えます。

- (4) 現に、ペットの治療費の請求は、損害賠償請求として、多数の消費者相談案件において問題になっているものであり、ペットの治療費こそが損害賠償の中心ですから、ペットの治療費について損害賠償を認めないのであれば、ほとんどすべての損害賠償が認められないことになってしまいます。従って、ペットの治療費については認めない貴社の規定は、「消費者の権利を制限し・・・民法1条2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」ものに該当し、無効であると解されます(消費者契約法10条)。

- (5) なお、貴社は、ペットに隠れた瑕疵が認められる場合には、買主は、瑕疵担保責任の規定に基づいて契約を解除し、代金の返還を受けた上、新たに生体価格が同程度のペットを購入することも可能であるが、第5条の先天性疾患保障及び第8条の死亡保障制度により、解除ではなく代替ペットの提供を求めることもできることから、買主の選択肢が増える、従って、治療費を賠償対象から除外することが「消費者の

利益を一方的に害する」とは言えないと主張されています。

しかし、第5条は、先天性疾患に関する規定であり、第5条の要件を充足する場合は基本的には「隠れた瑕疵」（民法570条）に該当すると考えられること、買主が売買契約を解除して代金の返還を受けたうえで新たにペットを購入することができることに鑑みると、特段実益のある権利を買主に付与したものとは考えられません。

また、第8条による死亡保障制度の利用が瑕疵担保責任に基づく契約の解除と選択的であるとすれば、買主は、代金相当額の返金を受けずに半額で新たな生体を購入することができるにすぎず、実質的には、死亡したペットについての保障は特段ないまま、代替ペットを生体価格の1.5倍の価格で購入したと同様の結果となってしまいます。

なお、貴社の「回答書」によれば、第8条の要件は、「ペットの死亡原因として一番多いのがウイルス性の感染症であるところ、一般的に、ウイルスの潜伏期間が約1週間、発症から死亡までが2、3日間であるとされている」ことに基づくものとされています。このようなご指摘に鑑みれば、第8条の要件に該当する場合も、基本的には「隠れた瑕疵」に該当すると考えられます。

これらの点に鑑みると、第8条についても、特段実益のある権利を買主に付与したものとは考えられません。

このように、買主が貴社からペットの提供を受けたい場合には、代金の返還を受けた上で新たに貴社から購入すればよいだけであることに加え、買主が、代金の返還を受けた上で別の売主からペットの購入を望む場合も少なくないであろうことなどに鑑みると、これらの規定は、買主に実益のある保障制度を提供するものとは考えられません。従って、第5条及び第8条の規定の存在により、「消費者の利益を一方的に害する」ことはないと評価することは困難です。

(6) 以上により、ペットの治療費の請求を一切認めない規定（第6条）は、消費者契約法10条により無効と解されます。

## 2 瑕疵担保責任の明記について

貴社は、瑕疵担保責任について、適用があることは明らかであるから、売買契約書に明記する必要はないとご回答されています。

しかし、貴社の売買契約書には、ペットの代替物の提供（第5条及び第8条）のみが規定されており、要件も必ずしも一般の消費者に分かりやすいものではないこと、一般の消費者は必ずしも民法の知識を明確に持ち合わせているわけでもないこと等に鑑みますと、貴社の売買契約書の規定の仕方から、消費者や貴社社員等の関係者が、代替物の提供を求める他なく、契約の解除や損害賠償はできないと考えてしまうことが懸念されます。

できるだけ消費者や貴社社員等の関係者の誤解が生じないような規定にすることは、是非とも必要であり、瑕疵担保責任の規定に基づいて契約を解除した上で代金相当額の返還を求めることができること及び損害賠償請求ができることを、売買契約書に明記するべきです。この点、重ねて申し入れます。

### 3 「C o o ちゃん生命保障」について

この点については、既に本協会のこれまでの申入書に指摘したところではありますが、「回答書」を踏まえて、従前の指摘に、次の点を加えさせていただきます。

本協会の「独自の生命保障制度に加入することを前提に生体価格を低価格に設定していることは、生命保障代金という名目の隠れた売買代金を徴収しているとの指摘もありうる場所であり、消費者にとって非常にわかりにくい、誤解を招く制度である」との指摘に対し、貴社は、C o o ちゃん生命保障は、あくまで任意加入の制度であるから、「隠れた売買代金を徴収している」との批判はあたらないと回答されています。

しかし、任意加入の制度であるのなら、「C o o & R I K Uでは、企業理念に基づき、全てのお客様に生命保障にご加入していただいております。」との記載、「生命保障にご加入いただくことを考慮し、お客様のご負担を少しでも軽減できるよう生体価格を低価格に設定させていただきます。」との記載は相当とは思われません。本協会が平成25年7月31日付けご連絡「4『C o o ちゃん生命保障契約』について」で指摘した上記の問題を回避するために、任意加入だと主張されるのであれば、その旨明記し、強制加入であることを前提とする上記表現は削除し、買主にも任意加入であることを説明していただくことが必要と考えられます。

以 上

(本件に対する連絡先)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101号  
公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
TEL : 03 - 5614 - 0543 FAX : 03 - 5614 - 0743